（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　３１か月～２４か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			34,420	33,480	32,540	31,600	30,660	29,720	28,780	27,840
けん引普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの							97,930	94,300
		最大積載量が２トン以下のもの							66,500	64,100
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの							68,720	66,220
		最大積載量が２トン以下のもの							44,640	43,090
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用								56,760	54,730
	自家用								30,690	29,680
小型二輪自動車			16,200	15,830	15,470	15,100	14,740	14,370	14,010	13,640
軽自動車	検査対象車		32,520	31,640	30,760	29,880	29,000	28,120	27,240	26,370
	検査対象外車									14,290
原動機付自転車										9,870
大型特殊自動車及び小型特殊自動車									11,720	11,440
緊急自動車			10,120	9,950	9,780	9,600	9,430	9,260	9,080	8,910
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車								10,100	9,890
	(ロ) 教習用自動車								10,100	9,890
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)							36,120	34,900
		b 小型二輪自動車	20,310	19,820	19,320	18,830	18,330	17,840	17,350	16,850
		c 軽自動車 検査対象車							17,350	16,850
		c 軽自動車 検査対象外車								16,850
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車									4,650	4,650
検査対象外被けん引軽自動車										4,690

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。

（1）離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　２３か月～１６か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	A									
	B									
	C									
	D									
自家用乗用自動車			26,890	25,930	24,970	24,010	23,050	22,100	21,140	20,180
けん引普通貨物及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	90,600	86,900	83,200	79,500	75,800	72,100	68,400	64,700
		最大積載量が２トン以下のもの	61,640	59,190	56,740	54,280	51,830	49,370	46,920	44,470
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	63,680	61,140	58,600	56,060	53,520	50,970	48,430	45,890
		最大積載量が２トン以下のもの	41,500	39,910	38,330	36,740	35,150	33,560	31,980	30,390
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		52,660	50,590	48,530	46,460	44,390	42,330	40,260	38,190
	自家用		28,640	27,610	26,580	25,540	24,510	23,480	22,440	21,410
小型二輪自動車			13,270	12,900	12,530	12,160	11,780	11,410	11,040	10,670
軽自動車	検査対象車		25,470	24,570	23,670	22,780	21,880	20,980	20,090	19,190
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			11,160	10,880	10,600	10,320	10,040	9,750	9,470	9,190
緊急自動車			8,730	8,560	8,380	8,200	8,020	7,850	7,670	7,490
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		9,670	9,450	9,230	9,020	8,800	8,580	8,370	8,150
	(ロ) 教習用自動車		9,670	9,450	9,230	9,020	8,800	8,580	8,370	8,150
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	33,650	32,400	31,150	29,900	28,650	27,400	26,160	24,910
		b 小型二輪自動車	16,350	15,840	15,340	14,830	14,330	13,820	13,320	12,810
		c 軽自動車 検査対象車	16,350	15,840	15,340	14,830	14,330	13,820	13,320	12,810
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			4,650	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）営業用乗用自動車の車種欄におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤはそれぞれ別表の区分による。